

北口和皇議員の暴言・パワーハラ、問われる議員の「政治倫理」

熊本市政治倫理条例を改正

「公正な職務執行を妨げる議員の働きかけの禁止」を明記

今年1月に熊本市コンプライアンス担当監から、熊本市のコンプライアンス委員長（高田副市長）に提出された「熊本市コンプライアンスの推進に関する意見書」で、「市議会議員がその地位による影響力を不正に行使され、行政執行を妨げられることがあった」との指摘がありました。

加えて、同じく今年3月、市長・市議会議長宛に、「熊本市議会議員によるパワーハラスメントについて」という陳情が提出され、食肉センター廃止に伴う畜産流通センター利活

用に係る調印式が、参加した北口和皇議員の暴言によって不成立になったこと、傍若無人ともいえる北口議員の言動が告発されました。

これらのことから、市議会は、6月議会で、議員提案により「政治倫理条例」が改正されました。改正内容は、「議員及び市長が守るべき政治倫理の基準」に「市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと」の一文が加えられました。

北口和皇議員の暴言や圧力は、明らかに「政治倫理条例」に抵触

食肉センター問題での調印式が暴言によって不成立になったことや、その後明らかになった農業関係の工事が北口議員の了解が得られなかったために着工が見送られていた問題などは、いずれも議員の暴言・圧力

のために、当然行われるべき市の業務が未執行となっています。

いずれ事案でも北口議員の行為は、明確に「熊本市政治倫理条例」の「守るべき政治倫理の基準」に抵触しています。

「市民の集い」でも、職務執行をゆがめる北口議員の実態が次々に

7月24日に「熊本市民連」と「清潔な政治を願う女性たちの会」主催により「政治倫理を考える市民のつどい」が開かれました。集いでは、熊本市政治倫理条例の起草者で元熊本市政治倫理審査会会長の竹内重年弁護士が「政治倫理条例の意義と役割」と題し講演された後、参加者の発言がありました。不当な圧力をかける北口議員の実態が明らかになりました。

（医療関係者）

高齢者住宅を建設した際、北口議員が境界立会いに応じず、建築許可が遅れ、工事が8カ月も延長となった。建設後も施設に押し付けてきて、入居者・職員の前で暴言を吐くなどの嫌がらせがあった。

（元市職員）

誤ったことはしていないのに、上司の指示で議員宅へ行かされ、正座で無理やり謝罪をさせられた。

【控室から】

「原爆死没者追悼慰霊式典」に参列

上野 みえこ



戦後七十年の節目となった今年、毎年開催されてきた「原爆死没者追悼慰霊式典」は、被爆70年式典として行われました。

毎年参加して思うことは、年々被爆者の方々が高齢化されているということです。不自由になられた身体をおして参列されている姿に、原爆被害を繰り返させないという強い意志が見えてくるようです。挨拶をされた被爆者遺族会の代表は、「この式典を続けること、被爆の実相を語り続けること、次の世代に語り手をつくっていくことが、自分たちの使命であると述べられました。

被爆者とそのご家族だけでなく、式典に参加した私たち、そして平和を願う多くの人たちとともに、被爆の実相を伝え、二度と被爆者をつくらない核兵器廃絶の運動に取り組んでいかなければならないと思います。

今、国会で審議中の戦争法案は、戦争への道、再び被爆者を生み出す道を開くものです。核も戦争もない、平和な社会をつくるために、今こそ立場の違いを超え、「戦争法案廃案」の一点での協力共同が求められています。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部洋史

熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 958

2015年8月2日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/



産業文化会館解体住民訴訟報告会と街づくり学習会が開かれました

7月22日、産文会館解体・花畑広場整備の支出返還を求める住民訴訟の報告会と「歴史的建築を活かした街づくり」についての学習会が行われました。

当日は、原告や弁護団からの報告があったほか、鹿児島大学の鯨坂徹教授から、建築分野からみた人が集う街づくりのあり方について講演がありました。



「歴史的建築を活かした街づくり」～鯨坂徹教授の講演

講演を行った鯨坂徹教授は、ヨーロッパ等、歴史的建造物を活かし、街なみの景観を保全する中で、魅力ある街づくりを進めている事例を紹介。多様性（多様な店、古い店・新しい店）、連続性（多様な店が連続的につながっているまち）、密度が濃いことが、人の集うまちづくりの大切なポイントであると指摘しました。

「50年後、100年後の街並みをどうするのか？」ヨーロッパなどでは、長期的な視点にたち歴史的建造物そのものを保存し、景観を保全するための様々な規制を設けています。また、アメリカでは市民自身が保全すべき建築物をランドマークとして指定し、利活用しながら後世に残す取り組みが進められていることも紹介されました。

「古くなったら取り壊す…」日本の後進的な街並み保全

鯨坂教授は、自らが活動しているモダニズム建築物の保存活動にも触れながら、花畑別館や森都総合病院（設計：山田守）など、保全する

べき価値がある建築物と指摘。歴史的建造物の価値を見直し、まちづくりに活かしていくことの重要性を指摘しました。

会場からの発言



- 花畑別館については保存すべき。
- 産業文化会館などは、ヨーロッパ等のまちづくりの視点で見るとなれば、ランドマークとなりえる建物ではなかったのか？
- 古い街並みを活かした街づくりを熊本市で進めていくべき。

産文住民訴訟への傍聴のご案内

市長に対して、産文会館の解体と花畑広場整備の支出返還を求める住民訴訟が下記日程で行われます。産文の存在が、市街地の賑わい創出にマイナスになるとの市の言い分がいかに通用しないのか、識者による陳述書の提出や原告による意見陳述を行う予定です。ぜひ傍聴にご参加ください。

とき 8月5日(水) 午前11時～

◆裁判所門前集会◆ 午前10時30分～

ところ 熊本地方裁判所